

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
908(91 2)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	雇用均等・児童家庭局長から各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて通知で対応予定	平成17年度中に措置	厚生労働省
909(91 7)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	障害保健福祉部長から各都道府県知事、指定都市市長あて通知で対応予定	平成17年度中に措置	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	地方公共団体が、平屋建の社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。	全部	本特例措置により実現している内容を確保する。なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号) 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号) 精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号) 婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第49号) 老人休養ホームの設置運営について(昭和40年社老第87号厚生省社会局長通知) 軽費老人ホームの設備及び運営について(昭和47年社老第17号厚生省社会局長通知) 介護実習・普及センター運営事業の実施について(平成4年老企第137号大臣官房老人保健福祉部長通知) 在宅介護支援センター運営事業等の実施について(平成12年老発第654号厚生省老人保健福祉局長通知) 高齢者生活福祉センター運営事業の実施について(平成12年老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知) 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(平成14年老発0718003号厚生労働省老健局長通知)	平成18年4月1日施行予定	厚生労働省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1102	中心市街地における商業の活性化事業	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)を改正することで対応予定	遅くとも平成18年度中に措置	経済産業省
1215	地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業	NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等にかんがみ、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。その際、特区の認定申請に代える手続として、事業を実施しようとする地方公共団体が、各要件を充足しているかどうか判断した上、当該地方公共団体の所在する地域を管轄する免許行政庁に対して、当該事業を行う旨事前に連絡し、当該免許行政庁から要件に明らかに反していないか、確認を受けるものとする。 なお、特例の全国展開に伴い、規制所管省庁より、 (1)仮に以上の要件を充足しても、宅地建物取引業法上の媒介行為を無免許で行うことが認められるものではないこと (2)情報提供等の事業の実施に際しては、当該事業の円滑な実施を図る観点から、地域の宅地建物取引業者等に当該事業を行う旨連絡しておくことが望ましいこと について周知を図ることとする。その際には、これらの事項が実質的な要件の追加とならないよう留意する。	空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の運用の明確化について(平成17年11月1日付け国総動第55号・第56号)	平成17年11月1日施行(措置済)	国土交通省

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1217	環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業	地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて(平成7年6月13日自旅第138号)を改正することで対応予定。	平成17年度中に措置	国土交通省
1301・1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。	全部	地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容を記載した「催しの計画」を国立公園にあっては環境省の地方支分部局に、国定公園にあっては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化に資する催しに係る行為であって、原状回復が可能な場所において一時的に行われる風致の維持上支障が少ない行為についての許可・届出を要しないこととする。 当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省の地方支分部局又は都道府県に通知すれば足りることとする。	自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)	平成17年度中に措置	環境省
1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。(廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材(除湿の措置を講じたものに限り)を製鉄原料として利用する場合)	一部	廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	環境大臣が定める一般廃棄物(平成9年厚生省告示第258号) 再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物(平成9年厚生省告示第258号) 廃ゴムタイヤに係る再生利用の内容等の基準(平成9年厚生省告示第260号)を改正することで対応予定	平成17年度中に措置	環境省